

基本構想

第1章 将来都市像

第2章 将来都市像を実現するための3つの重点取組

第3章 将来都市像を実現するための
分野別的基本目標と政策

第4章 将来人口

第5章 土地利用構想

第6章 将来都市像の実現に向けたイメージ

基本構想は、本市が10年後の富士宮を見据えて掲げる「将来都市像」、将来都市像を実現するために分野別に取り組むための「基本目標」、まちづくりを進めるための「将来人口」、都市基盤整備の方向性を示す「土地利用構想」、そして分野別に更に細分化した取組を示す「政策の基本方針」を定め、総合的かつ計画的なまちづくりの指針とするものです。

第1章 将来都市像

現代社会の変化や情勢によって、私たちのライフスタイルや価値観が多様化しているとともに、人口減少や少子高齢化、更なる核家族化など、様々な問題を抱えています。一方で、東日本大震災をきっかけとして、家族や友人、地域などの絆やつながりなどが、改めて見直されています。

今こそ、市民・企業・行政が一体となり、将来に向かって誰もが輝く夢を持ち続けることができ、「住んでよし 訪れてよし」「会ってよし 結ばれてよし」「生んでよし 育ててよし」「学んでよし 働いてよし」のまちづくりの合言葉により、魅力あふれる富士宮の未来に向け、更に国際色豊かで文化的な都市を目指して、一歩ずつ歩みを進めていきます。

富士山の麓にあるまち富士宮で、生まれ、育ち、生活している私たちにとって、富士山はそこに悠然とあるもの、なくてはならない大事な世界の宝です。

この富士山の麓で、私たちが希望ある夢を描ける富士宮の未来を共に創りあげるため、本市が目指す将来都市像を、

富士山の恵みを活かした
元気に輝く国際文化都市



とし、その実現に向けて着実なまちづくりを進めていきます。

第2章 将来都市像を実現するための 3つの重点取組

序論

後期基本計画

基本構想

資料編

取組 1

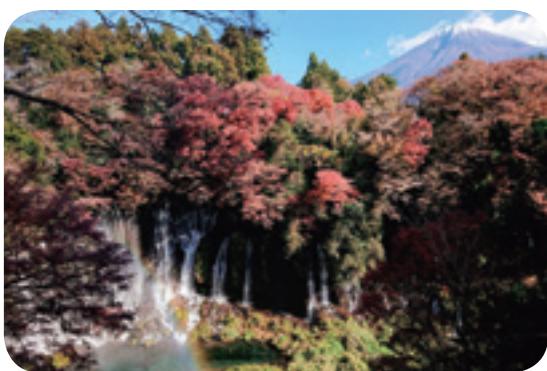
恵み豊かな未来づくり

～世界遺産富士山の恵みを保全し、活用する～

世界遺産である富士山の豊かな恵みは、私たちが先人から受け継いだ大切な宝であり、これを次の世代へ受け継いでいくことが重要です。また、その宝を生かした富士宮を世界中にアピールすることが求められています。

そのため、富士山の山麓に広がる雄大な森林や豊かな湧水などの自然環境だけでなく、優れた歴史や文化、美しい景観を大切に保全して後世に引き継ぎ、その活用に努めます。

また、国際文化都市にふさわしい本市を築くため、古来の伝統や世界遺産といった「本物の良さ」を生かしたまちづくりを進め、世界に向けて情報を発信するとともに、富士山静岡空港などを利用した世界中からの来訪者を受入れる態勢を整えます。さらに、交通基盤が整い、魅力ある観光と産業が調和したまちを目指します。



白糸の滝



富士山本宮浅間大社

取組 2

いきいき元気な未来づくり

～安全・安心なまちで、健康を育み元気に暮らす～

家族や地域のあり方が変わり、コミュニティの希薄化が懸念されている中で、あらためて人と人との絆やつながりを見つめ直すことが重要です。

また、市民生活を守るために防災・減災対策や公共施設の長寿命化※対策は欠くことができません。

さらに、社会保障費の増大を抑えつつ、市民が健康に過ごすことのできる社会づくりが求められています。

そのため、地域コミュニティが活発に活動し、共に支え合い、互いの顔が見やすい安全なまちとともに、老朽化する施設の維持管理や耐震化といった防災・減災対策などにより、自然災害に備え、安心して暮らすことのできるまちを目指します。

また、福祉や医療を充実させる一方で、健康づくりの推進に努め、誰もが生きがいを持って元気に過ごすことができるまちを目指します。



乳幼児を対象としたフッ素塗布



ショッピングセンター内でも介護予防事業



※ 公共施設の長寿命化 ▶高度経済成長時代に建設した公共施設が老朽化し、一斉に更新時期を迎えるため、劣化状況を的確に把握し、効率的な予防保全を実施すること。

取組 3

誰もが輝く未来づくり

～人とまちが輝き、人口減少社会に打ち克つ～

人口減少が全国的な課題となる中で、子どもを安心して産み、育てられる環境や社会づくりが重要であり、そのために就業の場の確保も必要です。

また、市民一人ひとりが地域を愛する心を醸成し、愛される富士宮を共に創り上げていくことが求められています。

そのため、安心して結婚や出産、子どもを育てることができる環境整備に努めるとともに、女性が持つ力を最大限に発揮できるまちを目指します。

また、誰もがいつまでもこの地域で誇りを持って働くことができ、ここで生まれた子どもたちが、ここに戻って働くことができる労働環境が整った地域を目指します。

さらに、子どもから大人まで、学びの機会を充実し、ふるさとを愛する心を育む取組を推進するとともに、本市の魅力を十分に発揮し、住みたい、訪れたいと思われるまちを目指します。



保育園での水あび



複合遊具（白糸自然公園）

第3章 将来都市像を実現するための分野別的基本目標と政策

将来都市像の実現に向けて、次の7つの分野において基本目標を定めるとともに、それぞれの基本目標に基づいた政策を定め、効果的なまちづくりを進めていきます。

基本目標 1 富士山の自然と調和した循環力があるまちづくり（環境）

富士山の優れた自然環境や景観を保全するとともに、自然との調和を図り、好循環をいつまでも持続させるまちづくりを進めます。

政策1 地球環境保全とエネルギーの有効利用を推進するまち（地球環境）

地球の環境を守るため、市民の環境保全意識を高め、環境保全活動につなげるように努めます。また、エネルギーの有効利用を推進するとともに、地球環境への負荷が少ないエネルギーの導入を推進します。

政策2 資源循環により物を有効に使うまち（資源循環）

循環型社会を形成するため、分別品目の拡大や市民及び事業者の積極的な協力を促し、自主的なりサイクル活動を推進するなど廃棄物の資源化を推進します。

政策3 いつまでもきれいなまち（生活環境）

生活環境を安全で快適に保つため、ごみ処理対策の充実及び不法投棄の防止を図るとともに、処理施設の適正な管理、公害防止対策の充実、環境美化の推進及び環境衛生の充実に努めます。

政策4 大切な自然環境を守り育てるまち（自然環境）

受け継いできた優れた自然について、自然保護・環境保全対策を積極的に推進します。特に、世界遺産となった富士山について、その恵みを後世に引き継ぐよう努めます。

政策5 限りある水資源を守り有効に活用するまち（水利用）

「水は限りある資源である」という考えのもと、水資源の調査、湧水池の巡回監視等を続け、水資源をかん養し、水の有効かつ適正な利用を図ります。

政策6 安全な水で清潔・快適なまち（上下水道）

富士山からの豊富な地下水の清廉さを維持し、安全で安定した水の供給に努めます。また、河川水質を保全するために、下水道施設の計画的な施設整備や水洗化を推進するとともに、合併処理浄化槽の設置促進等を徹底し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ります。

基本目標 2 富士山の麓から創造力と活力がみなぎるまちづくり（産業）

富士山からの恵みである豊かな資源を活用した特色ある観光、農林水産業、商工業を創造し、国内はもとより世界の各地から多くの人が集まる元気なまちづくりを進めます。

政策 1 富士山と豊かな水に育まれた食のまち（食）

富士山麓の広大な森林・高原や豊富な湧水等の恵まれた自然環境に育まれて生産される、おいしく、安全で特色ある多様な食材の地産地消・地産外消を進め、農林水産業をはじめとする、観光、商業、工業等の産業振興とともに、心身の健康づくりや食育を推進します。

政策 2 美しい富士山と農林水産業が共存するまち（農林水産業）

担い手の育成や基盤整備の促進に努めるとともに、農地の保全と耕作放棄地の解消を図るため、鳥獣被害防止対策や新規就農者の支援のほか、農業生産法人等企業の農業参入について検討します。また、安全で安心な付加価値の高い農林水産物の生産を推進してブランド化を図るなど、農林水産業の振興に努めます。

政策 3 人と地域を生かした創造性豊かな産業のまち（工業）

特色ある産業基盤の構築を図るため、地域ブランドを発信する食品、医療、環境等の産業の誘致や留置を積極的に行うとともに、中小企業の支援のため、創造的人材の育成強化、知的財産の保護及び活用の推進に努めます。

政策 4 元気あり、笑顔あり、人が交わるにぎわいのまち（商業）

商業の振興を図るため、小売業、サービス業等の経営基盤の強化を支援します。また、中心商店街において、商品力・販売力・個店魅力などを向上させ、富士山本宮浅間大社、富士山世界遺産センターを中心に、にぎわいのあるまちづくりを進めます。

政策 5 訪れる人に感動を与えるおもてなしのまち（観光）

富士山を生かした新たな観光企画づくりに努め、ソーシャルネットワーキングサービスを活用した広報・宣伝活動を展開します。また、イベントや体験型観光を生かし、国内外から観光客の誘客を図ります。

政策 6 安心していきいきと働けるまち（労働・雇用）

勤労者の福利厚生の充実及び労働環境の改善のため、融資制度を通じて、勤労者の生活を支援します。また、すべての勤労者が安心して働くように、就業の場の確保と安定した質の高い雇用の創出に努めます。

基本目標 3 みんなの幸せと潤いを創出するまちづくり（健康福祉）

生涯を通じて、切れ目のない支援体制の充実と住民主体による地域の充実により、誰もが幸せと潤いを感じて暮らせるまちづくりを進めます。

政策1 子どもと親の笑顔があふれるまち（子育て）

すべての子どもが笑顔で成長し、すべての家庭で育てる喜びを感じながら安心して子育てができるよう、子育て支援施策の充実を図ります。また、身体に障がいがある子ども、発達が気になる子ども一人ひとりに応じた療育を行うなど、成長に応じて様々な機関と連携を図り、切れ目のない支援に努めます。

政策2 ともに助け合い誰もが健康で安心して暮らせるまち（健康づくり）

市民一人ひとりの健康意識を高め、生涯にわたり心身ともに健康でいきいきとした生活が送れるよう、健康づくり施策の推進と、地域で健康づくりを担う人づくり、地域のコミュニティを生かした支援体制の充実に努めます。

政策3 地域医療の充実により市民が健康に暮らせるまち（医療）

地域の中核病院として市立病院の機能の整備充実及び災害時に即時対応できる体制整備を進めるとともに、地域の診療所と病院による病診連携の強化を図ります。また、市民の健康と安心して受診できる医療の情報提供を実施します。

政策4 地域で支えあいやさしい心を育むまち（地域福祉）

住み慣れた地域や家庭で誰もが安心して自立した生活ができるよう、地域のネットワークづくり、地域を担う人づくりにより、地域福祉の充実を図るとともに、地域住民、福祉団体等との協働により、住民主体の地域福祉活動を推進します。

政策5 生きがいと尊厳を持って元気に暮らせるまち（高齢者福祉）

高齢者が充実した生活を送ることができるよう、地域活動等の生きがいづくりを推進します。また、その人らしく尊厳を持って元気に暮らせるように、多様な支援やサービスを柔軟に組み合わせた支援体制を整備します。

政策6 自立と社会参加により自分らしく暮らせる思いやりのまち（障害者福祉）

障がいのある人が地域で安心して暮らすことができる社会、当たり前に働く社会の実現を目指し、身近な場所で質の高い障害福祉サービスが利用できるよう、地域の理解・協力の一層の拡大に努め、更なる地域生活の実現と社会参加を推進します。

政策7 充実した社会保障により安心に暮らせるまち（社会保障）

誰もが安心して生活し、医療・介護保険や要保護世帯への支援等、様々な社会保障制度の充実を図ります。また、公的な制度そのものの理解を進めるための情報提供の方法や相談体制を整え、多世代に対して理解を深めるための取組に努めます。

基本目標 4 郷土に学び郷土を愛する心豊かな人を育むまちづくり (教育文化)

世代を超えて郷土の自然、歴史、文化を学び、郷土に愛着を感じ、心豊かな人を育むまちづくりを進めます。

政策1 誰でも生涯にわたり学習できるまち（生涯学習）

誰もが生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習を続けることができるよう学習環境を整備するとともに、学習の成果を生かしたまちづくりを推進します。

政策2 豊かな人間性や社会性を育むまち（義務教育）

「富士山を心に、夢をもって生きる子ども」の育成を目指して、学校・家庭・地域が連携し、教育内容の充実と信頼関係の醸成を図り、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた生きる力を育みます。また、学校の施設・設備の充実と長寿命化を図るとともに、防災・防犯体制を充実させ、安全・安心で快適な教育環境づくりに努めます。

政策3 地域ぐるみで心身ともに健全な青少年を育てるまち（青少年健全育成）

郷土に根差した心豊かなたくましい青少年を育てるために、社会及び自然体験を通じた学習・交流の場と機会を充実します。また、家庭や地域の教育力を向上させるため、家庭・学校・地域の連携を強化し、青少年のための教育相談・指導体制を充実します。

政策4 豊かな心を育む学習環境の充実したまち（社会教育）

市民の学習ニーズに対応する学習機会を充実させ、成果を発表する場を提供するとともに、地域や関係団体等と連携して協働するネットワーク型の社会教育活動を促進します。また、図書館の資料、施設及び設備の整備に努め、情報提供機能の充実を図ります。

政策5 世界遺産富士山の文化を創造・継承するまち（文化・芸術）

富士山周辺の豊かな自然や歴史、文化を背景とした多彩な活動を通じて、市民主体の文化・芸術の振興を図ります。また、富士山のもとに創られ、守られてきた歴史・文化を後世へ確実に継承するとともに、国内外からの来訪者に向けてその文化的価値の理解を深めるため、効果的な情報発信に努めます。

政策6 スポーツによる健康づくりと人々の交流を創出するまち (スポーツ・レクリエーション)

子どもから高齢者まで市民の健康増進を図るため、「市民ひとり1スポーツ」を推進し、気軽に参加のできるスポーツ教室の充実をはじめ、スポーツ・レクリエーションの場と機会を提供するとともに、各種スポーツの普及・推進のため指導者・団体の育成に努めます。また、市民が安全・安心に利用できる施設の整備を進めるとともに、大会等の誘致を推進するなどスポーツの振興と人々の交流の機会を創出します。

基本目標 5 富士山の魅力を発揮した快適なまちづくり（都市整備）

富士山の魅力を十分に発揮でき、景観保全を図る都市基盤整備を進め、人々が楽しく交流できる快適でにぎわいのあるまちづくりを進めます。

政策1 富士山の歴史と文化が香るにぎわいのまち（市街地整備）

富士山の歴史と文化が香る魅力的なまちとして、富士山本宮浅間大社を中心に、富士山の湧水を水源とする神田川や文化財などの地域資源を生かし、景観とユニバーサルデザインに配慮した快適で機能的な市街地整備を積極的に推進します。

政策2 交通ネットワークが整備された便利なまち（幹線道路・交通網）

総合的な交通ネットワークの充実を図るために、高速道路インターチェンジへ連絡する幹線道路や市街地における都市計画道路の整備を進めます。また、中部横断自動車道へのアクセスを含め、国道469号（富士南麓道路）等の機能強化を促進するとともに、市民に身近な移動手段として新幹線新富士駅と在来線との接続の実現に向けた取組に努めます。

政策3 安全で快適な道が整備されたまち（生活道路）

市民生活に欠かせない快適な道路づくりとして通学路の安全対策や、歩行者、自転車が安全・安心に利用できる通行帯の整備、防護柵の設置等、人にやさしい道づくりを進めます。また、交通インフラの効率的な機能維持を図るために、道路や橋りょう等の長寿命化対策を進めます。

政策4 富士山が美しく映えるまち（景観）

「富士山の庭園都市」にふさわしい景観の形成を図るために、富士山にあるまちとして、本市の景観が市民共通の資産であることへの意識醸成や、受け継がれてきた景観を後世に向けて適切に保全するとともに、新たに良好な景観を創出します。

政策5 自然災害から市民の生活を守るまち（治山・治水）

自然災害から市民の生命と財産を守り、被害を最小限に抑えるため、災害の発生が予測される地域の治山・治水対策を図ります。

政策6 潤いと安らぎに満ちた花と緑と水のまち（公園・緑地・水辺）

潤いと安らぎのある生活空間を確保するため、誰もが安全・安心に利用できる公園づくりを進めるとともに、水に親しむ河川環境整備に努めます。また、市民との協働により、花と緑があふれるまちの創出や、河川清掃活動等の河川愛護意識の高揚を図ります。

基本目標 6 豊かなコミュニティを持つ安全・安心なまちづくり(市民生活)

予測される南海トラフ巨大地震等の災害や事故から生命、財産を守るとともに、地域において生活しやすい環境を形成するため、コミュニティ豊かな安全で安心なまちづくりを進めます。

政策1 自助、共助が実践される防災力の高いまち（防災）

地震、風水雪害等の災害による被害を最小限に抑えるため、日頃から建築物等の耐震化や非常用食料等の備蓄、自主防災会による防災訓練の実施等の「自助」「共助」の意識の高揚に努めます。また、施設や資機材、ネットワーク等の整備により、防災体制を充実させ、「防災力の高いまち」を目指します。

政策2 災害に迅速に対応する体制が充実したまち（消防）

市民の生命、身体及び財産を守るため、災害や事故の多様化及び大規模化、住民ニーズの多様化や老齢人口の増加等、環境の変化への確に対応する体制を充実します。また、消防団も含めた消防体制を強化するとともに、救急体制や火災予防体制の充実も図ります。

政策3 安全・安心に暮らせる犯罪のないまち（防犯）

誰もが安全で安心して暮らせるよう、警察等の関係機関との協力関係を密にするとともに、市民協働により、多様化する犯罪を地域が一体となって防止する体制の強化を図ります。また、配偶者等からの暴力を容認しない地域づくりを推進するとともに、被害者が安心して相談できる体制を確保します。

政策4 交通安全意識が高い事故のないまち（交通安全）

交通安全運動等を通して、交通安全意識を高めるとともに、交通指導の強化や交通安全施設の整備に努めます。また、道路施設のユニバーサルデザイン化や放置自転車を排除することによって、市民が安全に安心して利用できる道路環境を整備します。

政策5 公共交通が整備された便利なまち（公共交通）

民間のバス路線を交通体系の軸とし、宮バスによる都市交通の利便性向上と、宮タクによる地域の生活交通を確保することで、誰もが利用できる公共交通体系の維持・整備に努めます。

政策6 安心して長く暮らせる居住環境のよいまち（住宅・住環境）

富士山の豊かな自然や景観のもと、潤いと安らぎを感じながら健やかに暮らすことができるよう、時代の変化に対応した住宅政策を推進するとともに、各種制度等を活用して、魅力あふれる居住環境の形成を図ります。

政策7 コミュニティ豊かな地域活動が活発なまち（コミュニティ活動）

市民のコミュニティ意識の高揚と自治会への加入促進の支援を行います。また、自治会等の地域コミュニティ組織及びその指導者の支援・育成と組織間の連携を推進するとともに、活動の拠点となる集会施設の整備、子どもたちの安全な遊び場としてのコミュニティ広場等の取得に努めます。

政策8 消費者が安全・安心に生活できるまち（消費生活）

消費者被害を未然に防止し、安全で安心な消費生活を営むことができるよう、消費生活センターを拠点に関係部門と連携し、消費者教育と相談体制の充実を図ります。また、消費に関する知識の普及・啓発とともに情報提供を行い、消費者団体の育成、支援を推進します。

政策9 地域に生かす国際交流を推進するまち（国際交流）

国際交流団体を中心として、友好都市との交流の深化や、市民の国際理解への意識高揚を図るとともに、地域の特性を生かし、地域活性化に寄与する国際交流活動の推進に努めます。また、外国人と地域の人たちがともに、安全に安心して暮らせる環境づくりを進めます。

基本目標 7 市民と一緒に取り組むまちづくり（市民参加・行財政）

魅力はもとより、課題も市民と行政の双方が共有し、その実践についても一緒に取り組むまちづくりを進めます。

政策1 未来の元気と活力を創出するまち（地方創生）

若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる施策を進めます。また、移住・定住の取組などによる人口減少の克服を目指します。

政策2 男女ともに人権が尊重され個性と能力を発揮できるまち（男女共同参画）

男女ともに個人として尊重され、性別に関わりなく個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を実現するため、男女共同参画についての理解の促進と、男女共同参画施策の総合的推進に努めます。

政策3 知恵と力を生かしともに輝く市民協働を進めるまち（市民協働）

市民が自主的・自発的に行う公益活動を促進するとともに、地域内にある魅力や課題を互いに共有し、ともに支え合う自立したまちづくりを進めます。また、市民、NPO、企業等の知識やアイデアを活用するとともに、参画の機会を更に拡充し、共助社会づくりを進めます。

政策4 効率的な行政運営による自立したまち（行政運営）

限られた財源や人員の中で、基礎自治体として行政能力及び職員資質の向上を図るとともに、計画的・効率的な行政運営を進めることにより、社会環境の変化や多様化・高度化する市民ニーズ等に的確に対応します。

政策5 持続可能な財政運営の確立したまち（財政運営）

活力ある元気なまちを創造するため、地域の活性化対策など積極的な取組が行えるよう、徹底した事務・事業の見直しや事業の選択と集中による効率的な財政運営を推進するとともに、将来負担に配慮した財政規律を設定することで、持続可能な財政運営を確立します。

政策6 広域連携で住みやすいまち（広域行政）

近隣の市町や国・県との連携を強化し、広域的な行政サービスを研究・推進します。また、富士山の周辺にある自治体と連携して、共通の課題解決に努めます。

政策7 広聴広報の充実により広がりをもつまち（広聴広報）

多様化する市民ニーズに対応するため、ICTを積極的に利活用して、市民ニーズを的確に把握できる広聴活動を行うとともに、適時に適切な情報を発信し、市内外の関心を惹き付ける広報活動を行います。

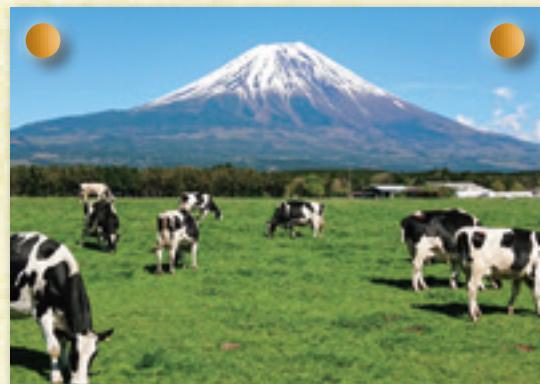
政策8 情報通信技術を安全で有効に活用できるまち（高度情報化）

ICTの活用を図り、行政事務の効率化と情報セキュリティ対策に努めます。また、情報を安全、迅速、確実に提供できる手段を構築するとともに、ICTを利活用した質の高い情報化社会を目指します。



ふじさん ギャラリー

2



第4章 将来人口

1 将来推計人口

本市の将来人口は、住民基本台帳人口（各年4月1日現在）を基礎として転入・転出による増減、死亡による減少、出生による増加の変化を勘案して、1歳階級別の1年ごとの推移を推計するコホート要因法※により、次のとおり推計されます。

総人口は、平成17（2005）年に135,678人でしたが、平成22（2010）年に135,764人でほぼピークを迎えた後に減少に転じ、平成27（2015）年には134,866人になりました。今後も大都市への転出や出生数の低下等により徐々に減少し、令和7（2025）年には128,000人（平成27（2015）年比約5パーセント減少）になると推計されます。

世帯数については、核家族化の進行や高齢単身世帯の増加が予測されるものの、人口の減少に伴って世帯数も徐々に減少し、平成27（2015）年は53,852世帯ですが、令和7（2025）年には53,600世帯になると推計されます。

また、平成27（2015）年は高齢人口の割合が25.7パーセントですが、令和7（2025）年には29.8パーセントに増加します。一方で、年少人口の割合は、平成27（2015）年は13.6パーセントですが令和7（2025）年には12.1パーセントに減少し、少子高齢化が更に進むものと予測されます。

2 目標人口

今後10年で進むと予測される人口減少と少子高齢化は、本市の将来に様々な影響を与えることが想定されます。将来都市像を実現するために、重点的に人口減少対策に取り組み、人口減少を抑制することで、令和7（2025）年に131,200人の人口を維持することを目指とします。

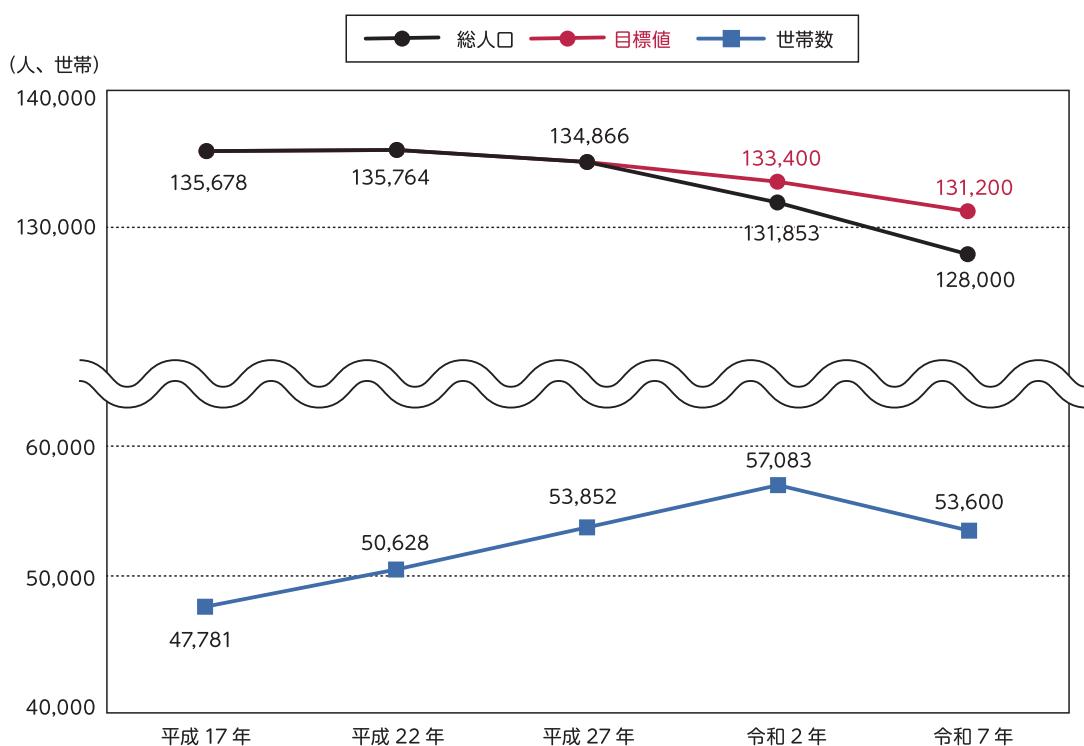
	実績値			実績値	目標値	推計値	目標値
	平成17年*	平成22年	平成27年				
総人口	135,678人	135,764人	134,866人	131,853人	133,400人	128,000人	131,200人
高齢人口 (65歳以上)	25,061人	29,591人	34,646人	38,233人	37,700人	38,100人	38,100人
	18.5%	21.8%	25.7%	29.0%	28.3%	29.8%	29.0%
生産年齢人口 (15～64歳)	90,827人	86,887人	81,859人	77,258人	77,800人	74,400人	75,600人
	66.9%	64.0%	60.7%	58.6%	58.3%	58.1%	57.6%
年少人口 (0～14歳)	19,790人	19,286人	18,361人	16,362人	17,900人	15,500人	17,500人
	14.6%	14.2%	13.6%	12.4%	13.4%	12.1%	13.3%
世帯数	47,781	50,628	53,852	57,083	—	53,600	—

*年齢構成別の割合は四捨五入しているので100パーセントにならない場合があります。

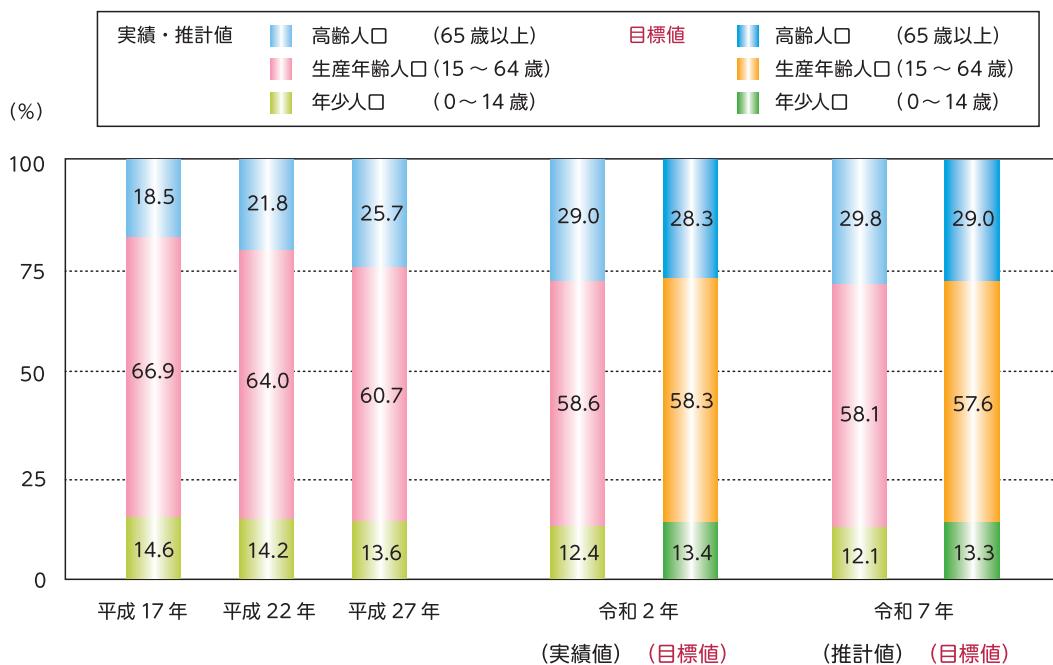
資料：住民基本台帳

*平成17年の旧芝川町分の外国人年齢別人口は推計値を使用。

総人口及び世帯数



年齢別人口構成



※ コホート要因法 ▶ 基準年次の男女別年齢別人口を出発点とし、これに仮定された男女年齢別生残率、男女年齢別社会人口移動率、女子の年齢別出生率及び出生性比を適用して将来人口を求める方法。

第5章 土地利用構想

1 土地利用の基本方針

将来都市像の実現に向けて、総合的かつ計画的な土地利用を図るため、次のとおり土地利用構想を定めます。

土地は、市民生活や産業活動を将来にわたって支えるかけがえのない資源であり、土地の利用に当たっては、自然環境の保全と安全性の確保に努めながら地域の自然的、社会的、経済的、文化的な諸条件に配慮し、新東名高速道路、国道139号、国道469号（富士南麓道路）、国道52号等の主要幹線を最大限に生かした企業進出や住宅需要等、長期的な展望のもとに総合的かつ計画的な土地利用を図っていくことが必要です。

（1）総合的かつ計画的な土地利用の推進

本市は、富士山の南西麓の広大な裾野に位置し、正に富士山に抱かれた特徴ある土地条件を有しています。富士山麓や天子山系の雄大な自然環境、朝霧高原の広大な草原、富士山本宮浅間大社を中心とした市街地、旧町村役場等を中心とした集落地域、先人から引き継がれてきた田園地域等により構成されています。

市民がこのような土地の特徴を理解し、土地と人々との関わりの歴史を知り、そこから生まれた文化を学ぶことが土地利用計画を進めていく基礎となります。このため、市民の郷土意識を高めるとともに、適切な土地情報の提供を行います。

また、このような土地の特性を科学的に分析した土地分級を作成し、それに基づく土地利用診断を指針とした施策の展開を図りながら、総合的かつ計画的な土地利用を推進します。

（2）富士山、天子山系等の豊かな自然環境との共生

本市は、富士山麓と天子山系の雄大な自然環境の中、豊かな緑地と清らかな湧水に恵まれています。そして、そこには貴重な動植物が生息・生育するなど、富士山の恵みは、人々に憩いと安らぎを与えてています。

また、富士山の恵みを土台にした農林水産業、良好な景観を生かした観光業、豊かな自然環境の中で操業する工業など、富士山麓で自然環境と産業が共存しています。

豊かな自然環境を保全するとともに、このような自然環境と共生した産業振興を図ります。

（3）安全・安心な土地利用の確立

豪雨により発生する河川の氾濫、急傾斜地の崩壊、地滑り、土石流の発生等は、市民生活を直ちに脅かすものです。また、富士山は豊かな恵みを私たちに与えてくれる一方、噴火という市民生活に深刻な被害をもたらす側面もあります。

自然災害から市民の生命と財産を守り、被害を最小限に抑えるために、自然災害の発生が予測される地域では、土地利用を適正に規制するとともに、治山・治水対策を図り、安全で安心な土地利用を推進します。

(4) 自然を活用した既存産業の育成と基幹道路を生かした産業基盤の整備

本市は、富士山の広大な土地と豊かな水資源を活用し、農林水産業の第1次産業や観光業などの第3次産業が営まれています。

第2次産業については、豊かな水を活用した化学、医療用機器から輸送用関連産業等の広がりのある構造となっています。

産業間の連携を強化するとともに、新たな産業用地を確保していくため、既存集落の維持に向けた住宅政策と併せ、インターチェンジ周辺への産業誘導を図ります。

(5) 魅力ある都市空間・生活空間の形成

本市の中心市街地は、富士山本宮浅間大社の門前町として繁栄してきた歴史を持ち、商店街や住宅地を形成してきました。

富士宮駅や富士山本宮浅間大社、更には世界遺産富士山の情報発信拠点である富士山世界遺産センターを核とし、本市の中心部にふさわしい都市機能の再構築や世界遺産にふさわしい魅力あふれるにぎわいの再生を図りながら、市街地のスプロール化の防止や計画的な市街地の整備を図ります。

さらに、市街地内の社寺林や市街地の周辺にある樹林地を適切に保存しながら、緑豊かな都市環境と富士山と調和した美しい景観の形成を図ります。

(6) 伝統・文化を引き継ぐ集落環境の維持

本市は、昭和17(1942)年に大宮町と富丘村の合併により誕生し、その後、昭和30(1955)年に富士根村、昭和33(1958)年に白糸村、上井出村、北山村、上野村と合併をしています。一方、芝川町では、昭和31(1956)年に芝富村と内房村の合併、昭和32(1957)年に柚野村の合併を経ています。

昭和から平成に移り、平成22(2010)年に芝川町と合併することで、現在の富士宮市となりました。このように、町村の合併を繰り返しながら、市域を拡大し、発展してきました。

これら旧町村役場等を中心とした集落地域には、地域の伝統文化が今日まで引き継がれています。しかし、近年の少子高齢化の影響を受け、各集落地域では地域の担い手や継承者が減少し、コミュニティの維持が懸念されているため、地域における人材の育成や郷土愛の醸成のほか、旧町村役場等を中心とした集落地域の拠点機能の強化を図りつつ、集落環境の整備や計画的な住宅地の確保を図ります。

さらに、集落にある樹林地や先人から引き継がれてきた田園風景を適切に保全しながら、富士山の景観と調和した緑豊かな集落環境の形成を図ります。

2 ゾーン別土地利用の方向

市全体が調和の保たれた発展を成し遂げられるよう、市域を5つのゾーンに区分し、各地域の特性を生かした土地利用の方向を定めます。

この土地利用の方向は、各ゾーンにおける保全、活用及び整備の概念を示すものであり、具体的な土地利用計画については、国土利用計画富士宮市計画、富士宮市土地利用事業の適正化に関する指導要綱、関係法令等により推進します。

(1) 自然環境保全ゾーン

地質、野生の動植物等学術上貴重な資源が存在する地域、災害防止や水源かん養等の公益的な役割を果たしている地域、富士山の景観上重要な地域等は、自然環境を保全するゾーンとし、現状の保存、森林資源の育成等に努めるとともに、自然林への復元、自然と親しむ施設の整備等を進めます。

(2) 景観活用交流ゾーン

朝霧高原の恵まれた自然環境や草原景観を保全するとともに、スポーツ・レクリエーション施設等の自然と共生し調和する施設や、農林水産業の生産と連携した新成長産業の振興のための活用を図ります。

柚野地区の田園風景を保全するとともに、交流、体験、学習施設等自然と歴史文化が共存する地区特性を生かした活用を図ります。

(3) 産業振興ゾーン

富士山の景観や自然との調和に配慮しながら、新東名高速道路、国道139号、国道469号（富士南麓道路）、国道52号等の広域幹線道路による都市発展軸を生かした活用を図ります。

既存の工業団地周辺、国道139号の北山インターチェンジ、上井出インターチェンジ周辺については、地域振興のための産業誘導を進めます。

新東名高速道路新富士インターチェンジ及び新清水インターチェンジ周辺地域については、交通利便性を生かし流通産業の導入を進めるとともに、優良農地や森林を適切に保全し、農林水産業との共存を図ります。

(4) 集落環境整備ゾーン

集落と農地が混在する市街地周辺の市街化調整区域は、集落環境の整備と農業生産性の向上、優良農地の保全、活用に努めます。

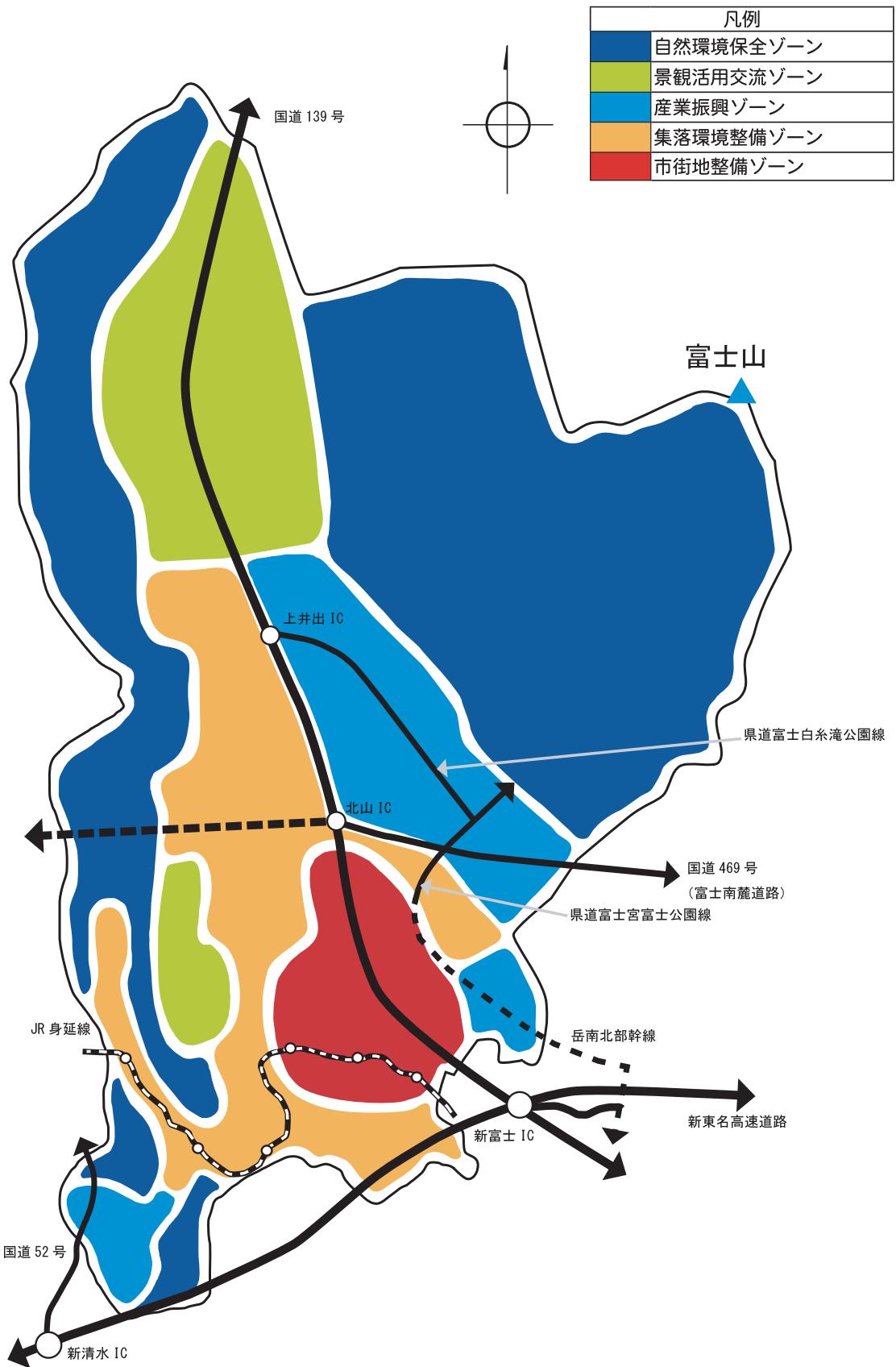
集落の拠点となる官公庁施設、文教厚生施設等の施設が集積している地域については、地域の利便性と自立性を高めるため、地域のコミュニティ機能の充実を図るとともに、地域特性を生かし、地場産業と連携した産業文化の創出を図ります。

総合福祉社会館の周辺には、消防・保健・救急医療に係る施設が集積されていることから、これら施設の機能と連携した活用を図ります。

(5) 市街地整備ゾーン

世界遺産のまちづくり、良好な環境の住宅地、地域をネットワークする道路網等快適で機能的な都市環境を整備するゾーンとします。特に、富士山本宮浅間大社周辺については、にぎわいのある世界遺産富士山のまちとしてふさわしい整備を進めます。

■ ゾーン別土地利用概念図



第6章 将来都市像の実現に向けたイメージ

将来都市像

富士山の恵みを活かした

元気に輝く国際文化都市

3つの重点取組

取組 1

恵み豊かな未来づくり

～世界遺産富士山の恵みを
保全し、活用する～

取組 2

いきいき元気な未来づくり

～安全・安心なまちで、
健康を育み元気に暮らす～

取組 3

誰もが輝く未来づくり

～人とまちが輝き、
人口減少社会に打ち克つ～

土地利用

基本目標

政 策

環 境

富士山の自然と調和した循環力があるまちづくり

- (1) 地球環境保全とエネルギーの有効利用を推進するまち (地球環境)
- (2) 資源循環により物を有効に使うまち (資源循環)
- (3) いつまでもきれいなまち (生活環境)
- (4) 大切な自然環境を守り育てるまち (自然環境)
- (5) 限りある水資源を守り有効に活用するまち (水利用)
- (6) 安全な水で清潔・快適なまち (上下水道)

産 業

富士山の麓から創造力と活力がみなぎるまちづくり

- (1) 富士山と豊かな水に育まれた食のまち (食)
- (2) 美しい富士山と農林水産業が共存するまち (農林水産業)
- (3) 人と地域を生かした創造性豊かな産業のまち (工業)
- (4) 元気あり、笑顔あり、人が交わるにぎわいのまち (商業)
- (5) 訪れる人に感動を与えるおもてなしのまち (観光)
- (6) 安心していきいきと働くまち (労働・雇用)

健康福祉

みんなの幸せと潤いを創出するまちづくり

- (1) 子どもと親の笑顔があふれるまち (子育て)
- (2) ともに助け合い誰もが健康で安心して暮らせるまち (健康づくり)
- (3) 地域医療の充実により市民が健康に暮らせるまち (医療)
- (4) 地域で支えあいやさしい心を育むまち (地域福祉)
- (5) 生きがいと尊厳を持って元気に暮らせるまち (高齢者福祉)
- (6) 自立と社会参加により自分らしく暮らせる思いやりのまち (障害者福祉)
- (7) 充実した社会保障により安心に暮らせるまち (社会保障)

教育文化

郷土に学び郷土を愛する心豊かな人を育むまちづくり

- (1) 誰でも生涯にわたり学習できるまち (生涯学習)
- (2) 豊かな人間性や社会性を育むまち (義務教育)
- (3) 地域ぐるみで心身とともに健全な青少年を育てるまち (青少年健全育成)
- (4) 豊かな心を育む学習環境の充実したまち (社会教育)
- (5) 世界遺産富士山の文化を創造・継承するまち (文化・芸術)
- (6) スポーツによる健康づくりと人々の交流を創出するまち (スポーツ・レクリエーション)

都市整備

富士山の魅力を発揮した快適なまちづくり

- (1) 富士山の歴史と文化が香るにぎわいのまち (市街地整備)
- (2) 交通ネットワークが整備された便利なまち (幹線道路・交通網)
- (3) 安全で快適な道が整備されたまち (生活道路)
- (4) 富士山が美しく映えるまち (景観)
- (5) 自然災害から市民の生活を守るまち (治山・治水)
- (6) 潤いと安らぎに満ちた花と緑と水のまち (公園・緑地・水辺)

市民生活

豊かなコミュニティを持つ安全・安心なまちづくり

- (1) 自助、共助が実践される防災力の高いまち (防災)
- (2) 災害に迅速に対応する体制が充実したまち (消防)
- (3) 安全・安心に暮らせる犯罪のないまち (防犯)
- (4) 交通安全意識が高い事故のないまち (交通安全)
- (5) 公共交通が整備された便利なまち (公共交通)
- (6) 安心して長く暮らせる居住環境のよいまち (住宅・住環境)
- (7) コミュニティ豊かな地域活動が活発なまち (コミュニティ活動)
- (8) 消費者が安全・安心に生活できるまち (消費生活)
- (9) 地域に生かす国際交流を推進するまち (国際交流)

市民参加・行財政

市民と一緒に取り組むまちづくり

- (1) 未来の元気と活力を創出するまち (地方創生)
- (2) 男女ともに人権が尊重され個性と能力を発揮できるまち (男女共同参画)
- (3) 知恵と力を生かしともに輝く市民協働を進めるまち (市民協働)
- (4) 効率的な行政運営による自立したまち (行政運営)
- (5) 持続可能な財政運営の確立したまち (財政運営)
- (6) 広域連携で住みやすいまち (広域行政)
- (7) 広聴広報の充実により広がりをもつまち (広聴広報)
- (8) 情報通信技術を安全で有効に活用できるまち (高度情報化)